

# 教えてさんぽ!

## 労働衛生の第一歩 健康管理は健康診断の実施から

皆様、こんにちは。今回は「健康診断の実施と事後措置」について「流れ」をまとめたので、これを機に実施漏れ等がないか確認してみましょう。

### ①健診準備:事前周知事項

- 日時と受診方法(機関)は会社指定可
- 健診費用は会社負担
- 受診の時間は就業扱い
- 有所見者には医師意見聴取を行い、就業制限がかかる場合もあることの説明と同意

労働安全衛生法では下記の実施が義務付けられています  
●事業者は健康診断の実施 ●労働者は健康診断の受診



### ②受診:事業場において必要な健診(種類/項目/内容)は下記のファイルでご確認ください

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000103900.pdf>

※危険有害作業(騒音・振動・粉じん・有機溶剤・化学物質などの取扱い)がある事業場では、**特殊健康診断**も必要です。

### ③結果報告

- 結果は会社・本人(受診者)用の2通もらい、本人にも通知しましょう

### ④結果の保存管理

- 結果は指定年限の保存が必要です(定期健診結果5年保存)
  - ※**長期保存(35年・40年)が必要な健診もあります**。下記のファイルにてご確認ください
- <https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/var/rev0/0120/0353/201771885536.pdf>

### ⑤結果(診療区分)に基づく事後措置

- 有所見者には医師による就業区分判定および就業上の具体的な措置の実施が義務付けられています

所見あり
要医療(再検査・精密検査・要受診) ※会社は受診勧奨や結果報告を依頼
要経過観察・要生活改善



医師意見聴取(就業区分判定)	
1	通常勤務で良い
2	就業制限
3	要休業(休業し療養に専念)

- 勤務時間の短縮、負荷軽減
- 配置転換●出張/残業制限
- 深夜業の回数減少 など

## 健康診断のここがよくわからない!? よくあるお問合せ

**Q** 健診受診および二次検査等の受診をしない労働者がいます。

**A** 労働者には自己保全(健康に保つ)義務があり、自らの健康状態を会社に示す必要があります。健康状態が分からないまま就労継続させることはできません。有所見による就業制限についても、改善結果や治療開始等を示さないと解除にはできません。予見できる危険性を回避するのが事業者に求められる「安全配慮義務」となります。

**Q** 健診結果は会社が把握しているの?

**A** 実施義務のある法定健診結果は会社が把握し、就業区分判定した結果を保存する必要があります。

健診結果の高血圧・高血糖・高脂質を放置すると、動脈硬化が進み心筋梗塞や脳梗塞などの重大な疾患の発症リスクが高まります。健診結果を保管するだけでなく、その後の対応にも注意しましょう。協会けんぽでは、健診結果から生活習慣病の発症リスクが高い方に**健康サポート(特定保健指導)**を実施しています。事後措置と合わせて、活用しましょう。



独立行政法人 労働者健康安全機構

### 愛知産業保健総合支援センター

〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル2階

TEL: 052-950-5375 FAX: 052-950-5377

ご利用時間 午前8時30分～午後5時15分(毎週土・日曜日、祝日、年末年始を除く)



ご利用・お問い合わせ・ご相談は ホームページより